「○○○○（施設名）」における土砂災害発生前の避難確保

1.計画の目的

　土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、○○○○（施設名）近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

　本避難確保計画は、○○○○（施設名）に勤務する職員（以下「施設職員」という）および施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

2.防災体制

2-1各班の任務と組織

○職員の役割分担

指揮班：施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

情報収集班：“テレビ・ラジオ･インターネット等を活用した情報収集”、“がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報”等を収集し、指揮班・避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。

避難誘導班：避難情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象等を発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

統括　　施設管理者【役職：　　　　】（氏名）

情報収集班

　班員：【　　　】

　班員：【　　　】

　班員：【　　　】

　班員：【　　　】

　班員：【　　　】

指揮班

　班長：【　　　　　】

情報収集班

　班員：【　　　】

　班員：【　　　】

　班員：【　　　】

　班員：【　　　】

　班員：【　　　】

情報収集班

　班長：【　　　　　】

避難誘導班

　班長：【　　　】

　班長：【　　　】

　班長：【　　　】

　班長：【　　　】

　班長：【　　　】

避難誘導班

　班長：【　　　　　】

○参集基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 判断基準 | 対象者 | 主な業務 |
| 注意  体制 | * 台風の接近が予想される場合 * 大雨注意報が発表された場合 | 情報収集班 | * 気象情報等の情報収集 |
| 警戒  体制 | * 大雨警報が発表された場合 * 洪水警報が発表された場合 | 情報収集班 | * 気象情報等の情報収集 * 避難に関する調整 |
| 避難誘導班 | * 使用する資機材の準備 |
| 非常  体制 | * 土砂災害警戒情報が発表された場合 * 避難準備・高齢者等避難開始等が発令された場合 | 情報収集班 | * 気象情報等の情報収集 * 関係機関等への連絡 * 保護者・家族等への連絡・掲示 * 地域への協力依頼 |
| 避難誘導班 | * 利用者の避難誘導 * 未避難者・要救助者の確認 |

○関係機関連絡先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 機関名 | 電話番号 | ファックス番号 | 備考 |
| 行政 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 避難先・協力 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

2-2事前の対策

○台風の接近等あらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員やサービスの中止を検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

○サービスの中止基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス名 | 判断基準 | 対象者への伝達方法 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

2-3情報収集および伝達

○情報の収集と伝達の手段を以下のとおり定めておく。

　停電時には、ラジオ・タブレット・携帯電話等を活用するため、乾電池やバッテリー等を併せて備える。

○情報収集方法

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報  台風情報 | 1. テレビ（NHK・SBSのデータ放送等） 2. ラジオ 3. インターネット（気象庁・静岡県サイポスレーダー等） |
| 土砂災害警戒情報 | 1. 市防災ほっとメール 2. テレビ（NHK・SBSのデータ放送等） 3. ラジオ 4. インターネット（気象庁・静岡県サイポスレーダー等） |
| 避難情報   * 避難準備・高齢者等避難開始 * 避難勧告 * 避難指示 | 1. 市同報無線 2. 市防災ほっとメール 3. テレビ（NHK・SBSのデータ放送等） 4. ラジオ 5. インターネット（湖西市ウェブサイト等） 6. 緊急速報メール |

○情報伝達の内容・連絡先等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 担当者 | 伝達方法 | 報告先 |
| 前兆現象 | 情報収集班 | 電話・ファックス | 市○○課（所管課） |
| 被害情報 | 情報収集班 | 電話・ファックス | 市危機管理課 |
| 避難の準備等 | 避難誘導班 | 館内放送  口頭 | 利用者 |
| 電話・ファックス | 市○○課（所管課） |
| 避難の開始等 | 避難誘導班 | 館内放送  口頭 | 利用者 |
| 電話・ファックス | 市○○課（所管課） |

3.避難誘導に関する事項

○避難場所

（住所：）

○避難経路

○避難場所への避難が困難な場合

　雨や風が強い等、避難場所までの避難がかえって危険である場合は、**垂直避難**（建物のより高い階、土砂災害が警戒されるがけ等から離れた部屋等への避難）を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 垂直避難場所 | 避難対象者 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

○避難基準の設定

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 市役所等からの情報に基づく判断 | * 避難準備・高齢者等避難開始（避難情報）が発令された場合 |
| 自主避難の判断 | * 気象庁による土砂災害警戒判定メッシュ情報で、土砂災害発生の危険が非常に高い地域と予想された場合 * 記録的短時間大雨情報が発表された場合 * 大雨警報（土砂災害）が発表された場合 * 近隣で災害が発生した場合 * 前兆現象が確認された場合 |

参考【前兆現象の例】





○避難方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 避難場所 | 避難方法 |
| 自力で避難できる利用者 | ○○  （あらかじめ定めた建物外の避難場所） | 徒歩（避難誘導班による誘導） |
| 自力で避難できない利用者 | ○○  （あらかじめ定めた建物外の避難場所） | 自動車：車両○台  （利用者○人、担当職員○人） |
| △△室  （あらかじめ定めた建物内の垂直避難場所） | * 徒歩・車椅子による。 * エレベータの利用は、車椅子の利用者を優先する。 |

　いずれの場合も、避難後の点呼などにより、未避難者の有無を確認する。

4.避難の確保を図るための施設の整備

　情報収集・伝達および避難誘導の際に使用する資機材は、下記のとおりである。これらの資機材等は、日頃から維持管理に努めるものとする。

　また、夜間・停電時等に備え、代替資機材や燃料等の備蓄にも努める。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 使用する資機材等 | 備考 |
| 情報収集・伝達 | * テレビ * ラジオ * パソコン・タブレット等 * ファックス * 携帯電話 * 懐中電灯 * 電池・携帯電話用バッテリー | 日々の点検のチェックリストや在庫数等を把握できる体制を整える。 |
| 避難誘導 | * 名簿（職員・利用者等） * 案内旗 * タブレット * 携帯電話 * 懐中電灯 * 携帯用拡声器 * 電池式照明器具 * 電池・携帯電話用バッテリー * ライフジャケット * 車椅子・担架等 * おむつ・常備薬等 * 備蓄食料・飲料水・防寒具等 |

5.防災教育及び訓練の実施

5-1　防災教育

　　 毎年4月に職員を対象に研修を実施する。

5-2　防災訓練

　　 下記のとおり実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施月 | 訓練内容 | 対象者 |
| 5月 | 情報収集・伝達訓練  避難誘導訓練 | 職員  職員＋利用者 |
| 9月 | 情報収集・伝達訓練  避難誘導訓練 | 職員  職員＋利用者 |
| 12月 | 避難誘導訓練 | 職員＋利用者 |
| 2月 | 避難誘導訓練 | 職員＋利用者 |

５．計画を作成・変更したときの報告

　土砂災害防止法８条の２第２項の規定により、避難確保計画を策定・変更した場合は、市町村長へ報告することとなっています。

5-1計画の報告先

　修正した計画を下記まで提出してください。

【提出先】

湖西市役所　市民安全部　危機管理課　災害対策係

住所：湖西市吉美３２６８

電話：576-4538

Mail：kikikanri@city.kosai.lg.,jp